

## 東通かるたコンクール作品募集

募集期間：平成27年5月1日(金)～11月30日(月)  
 募集内容：東通村やトントウビレッジに関するもの(こと)を  
 題材に、かるたの読み札と絵札を作成していただきます。

※応募はどなたでも、何点でも可能です。

※応募方法等詳細につきましては、トントウビレッジHPまたは  
下記QRコードを読み取りご覧ください。

<応募申込み先・問合せ先>

〒039-4223

青森県下北郡東通村大字小田野沢字見知川山1-809

トントウビレッジ「かるた」係 担当者：河村

TEL：0175-48-2777 FAX：0175-48-2200

かるた専用アドレス：tonttu-karuta@tonttu-village.jp

## 11月の募集は『ら行』『わ行』!

もちろん、他の行に応募していただいてもかまいません!

みなさんのご応募お待ちしております☆



## ◀ 自衛官候補生採用試験のお知らせ ▶

種 目：陸・海・空 自衛官候補生(男子)

受付期間：平成27年11月9日(月)～11月27日(金)

試験日：平成27年12月5日(土)

受験資格：平成28年4月1日現在、18歳以上27歳未満の男子

※ 自衛官候補生は、3か月の教育訓練を修了後、それぞれ2等陸・海・空士に任用されます。

<お問合せ・申込先> 自衛隊青森地方協力本部むつ地域事務所 (☎0175-22-7484)

## 必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

### 青森県最低賃金改正のお知らせ

1. 青森県最低賃金が改正されました。金額等は次のとおりです。

時間額 695円(平成27年10月18日から)

2. 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

3. 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

4. 詳しくは青森労働局ホームページ(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)からご覧ください。

※ お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室へ

TEL：017-734-4114

FAX：017-734-5821

11月は「労働保険適用促進強化期間」です。

### ◆ 労働保険の手続きはお済みですか?

労働者を一人でも雇っている事業主(農林水産業の一部を除く。)は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。(手続きを行わない場合、職権により強制適用されることがあります。)

○ 労災保険：業務災害及び通勤災害により負傷等をした場合、必要な保険給付を行います。

○ 雇用保険：労働者が失業した場合、生活安定及び再就職促進のため必要な失業給付を行います。

<お問合せ先> ハローワークむつ ☎22-1331

**労働保険の手続きはお早めに!**